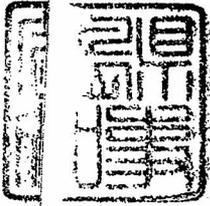


## 裁 決 書



審査請求人

代理人

処 分 庁 東広島市福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から、平成18年2月23日付けで提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条の規定による保護申請却下決定処分についての審査請求に対して、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁の審査請求人に対する保護申請却下決定処分を取り消す。

### 審 査 請 求 の 要 旨

1 審査請求人の請求の趣旨は、処分庁が、平成18年1月24日付けで審査請求人に対して行った保護申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものであって、その理由とするところは、次のとおりである。

(1) 審査請求人は平成17年6月20日から[redacted]に入院している。

(2) 審査請求人は平成17年12月26日に離婚し、帰来先が消滅したとして現在地保護を申請したものであるが、処分庁は、審査請求人の前夫（以下「前夫」という。）との婚姻後も審査請求人の両親（以下「両親」という。）との交流があり、かつ、[redacted]に入院する平成17年6月20日以前の約3か月の間、現在加療している[redacted]が発症したため、前夫方での生活が困難となり、両親の住居（以下「両親宅」という。）での療養を行っていたことで両親と同一世帯であるとみなしている。

(3) このことについて、入院前3か月間、自宅療養のために前夫の住居（以下「前夫宅」という。）と両親宅を頻繁に行き来していたことを理由に帰来先が両親宅と考えるのは困難である。

なぜなら、婚姻関係にあっても両親宅を訪れることは当然あることであり、なおかつ、精神的に落ち込んでいることで前夫宅に迷惑をかけたくないという思いから、本来の生活拠点は前夫宅にあったものの、病氣療養のために「一時的に」里帰りをしていただけというのが実態である。

(4) 平成17年6月20日の入院以降、入院費を含めた審査請求人の生活援助について

両親は、「前夫方が責任を持って払うべき」と主張し、両親からの実際の援助も皆無であった。

- (5) 平成17年12月26日の離婚成立後から現在（平成18年4月4日）までの3か月の間、審査請求人の精神症状は安定しており、両親宅への外泊又は退院後両親宅にて療養を行いつつ通院加療を行うことは、十分可能であるにもかかわらず、金銭面で支援は一切得られず、また両親宅へ帰ることも一切許可が下りない。
- (6) 今後の審査請求人の生活を考えた際に、現実的に両親宅が帰来先とは考えられない。
- (7) 以上から処分庁が帰来先としている両親の元への退院は、現実的にかなり困難な状況で、このままいつかなうともわからない両親の受け入れを待ちながら入院を続けることよりも、生活保護を受けて独立した生活に早期に移行することが望ましく、「自立を助長する」という生活保護の目的にも合致するものとする。また、現状のまま退院が長引くことで加齢と長期に社会生活体験を欠くことによる能力低下及び病状の再燃を招くことさえも危惧されている。

なお、審査請求人は、証拠として、  
本件処分庁の決定通知書の写し3通

を提出した。

2 処分庁の弁明の趣旨は、本件審査請求を棄却するよう求めるというのであって、その理由とするところは、次のとおりである。

(1) 処分庁は、まず帰来先の検討を行った。

この帰来先の検討の意味は、保護の形態が所在地保護か居住地保護かを決定するためのものであり、生活保護の決定に当たっては非常に重要な検討項目である。

(2) 審査請求人は平成17年6月20日から[REDACTED]に入院中であり、前夫とは平成17年12月26日に離婚が成立している。

しかし、審査請求人の入院前（平成17年4月13日～平成17年6月20日）の生活状況は前夫宅と両親宅を頻繁に行き来している。特に審査請求人の主張によると、入院前の3か月間、審査請求人は、両親宅での自宅療養を行っていた。

この事実は帰来先を考える上で重要である。

このため、審査請求人が前夫と離婚したことにより、前夫宅が帰来先ではなくなったが、両親宅は帰来先として認定可能であるとするのが妥当である。

つまり、審査請求人の帰来先は消滅しているとは言い難いため、審査請求人の帰来先を両親宅とし、居住地保護が妥当である。

(3) 次に世帯認定の検討を行った。

(2) のとおり、両親宅に帰来先があることを確認したため、次に世帯認定の検討をする。「生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）」に基づけば、同一世帯と判断すべき場合の1つとして「病気治療のため病院等に入院又は入所（略）している場合（第

1の1の(5))」というのがあり、両親宅に帰来先がある審査請求人は「病気治療のため病院等に入院又は入所している場合」に該当し審査請求人と両親は同一世帯と考えられる。

(4) なお、この場合、局長通知に基づけば、世帯員の主観は考慮に入れていない。もし、考慮に入れば、入院している家族は全て別世帯となる可能性があるからと考えられる。

(5) 審査請求書において審査請求人は、審査請求人の父親より「今後の生活への経済的支援をするつもりはない。」旨を示されたと主張するが、これは、両親の主観的側面である。局長通知では、主観的側面は同一世帯か否かを判断する材料としてほとんど考慮されていない。

主観を重視すると、例えば、自分の母親が入院した場合、引取りを拒否すれば全て生活保護に該当する事態が生じ、これは信義則に反すると考えられる。

したがって、審査請求人の主張する「今後の生活への経済的支援をするつもりはない」旨を示されたという理由は同一世帯か否かを判断する要素ではない。

(6) 次に、審査請求人と両親を同一世帯として認定し、その上で世帯分離が可能か検討する。これは世帯分離が可能であれば、審査請求人のみの生活保護が可能であるので検討を行うものである。局長通知に基づけば、「6か月以上の入院又は入所を要する患者等に対して出身世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない場合(世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合に限る。)(第1の2の(5)のA)」には同一世帯でも世帯分離をして、本人のみ生活保護が可能となるため、本件の適用を検討したが、両親の預貯金などが生活保護基準を上回っており、「世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となる場合」に該当せず、世帯分離が不可能である。

(7) 以上の検討から、審査請求人は帰来先があり、両親と同一世帯で、両親と審査請求人の世帯が要保護世帯ではないため世帯分離ができず、また、両親と同一世帯では預貯金等が生活保護基準を上回るため、生活保護の適用ができないと判断し、本件処分を行ったものである。

(8) 審査請求人は、両親宅を帰来先にすることはできないと主張しているものの、一方「現在、審査請求人は両親宅への外泊もしくは退院後両親宅にて療養を行いつつ通院加療を行うことは十分可能」であると認めており、このことは、両親宅が帰来先であることを示唆したものである。両親の主観を重視し、両親宅を帰来先にはできないと審査請求人は主張するが、こうした主張を認めることは、いずれの家族においても入院して費用のかかる家族の引取りを拒否することにより生活保護を受けることにつながり、信義則に反するものである。

(9) なお、両親の感情面については、処分庁の担当者が両親に面談したときに、両親が審査請求人の面倒を見るのを拒否はしていないことを確認している(ただし積極的な

容認もしていない。)

(10) 本件処分の理由については、両親に預金があったためである。今回のケースは、両親と審査請求人の資産を合わせて生活保護の要否を判定するもので、両親に一定の預金などがあれば保護を受けることはできない。以上から、本件処分を行ったものである。

(11) 上記のとおり、本件処分には、違法又は不当な点はない。

なお、処分庁は、証拠として、

本件処分の通知書の写し一式

本件処分に係る保護決定調書の写し一式

平成17年12月28日処分庁受付の保護申請書の写し一式

保護台帳の写し一式

ケース記録票の写し一式

ケース記録票に附属する関係書類の写し一式

を提出した。

#### 裁 決 の 理 由

1 当庁が認定した事実は、次のとおりである。

(1) [redacted] に、審査請求人から生活保護の申請がされ、処分庁は同年12月28日にこれを受け付けた。

(2) 処分庁が受け付けた申請書類一式の内容は次のとおりであった。

ア 保護開始申請書 [redacted]

イ 収入申告書 ([redacted])

ウ 資産の保有状況届出書 [redacted]

エ 同意書 ([redacted])

オ 誓約書 ([redacted])

カ 自立計画書 [redacted]

(3) (2) のアには、保護を申請する理由として、「入院中で働くことが出来ない。」との記載があった。

(4) (2) のイには、審査請求人の収入の記載はなかった。

(5) 処分庁は、平成18年1月6日付けで、法第29条の規定に基づく調査として預貯金及び保険加入の調査を行い、金融機関等からの回答を得た。

(6) (5) の結果、処分庁は、審査請求人には、合計 [redacted] 円の預貯金残額があることを確認した。

(7) 審査請求人の入院前の生活状況は、前夫宅と両親宅を頻繁に行き来しており、現在でも両親とは交流があるため(精神的な支援は可との回答あり)、処分庁は、現状では審査請求人の帰来先が消滅したとは言い難いとして、審査請求人と両親を同一世帯として「世帯の認定」を行い、また、局長通知第1の2に規定する世帯分離の要件にも

該当していないことを確認した。

(8) 処分庁は、審査請求人の父親には、合計 [ ] 円の預貯金残額があることを残高証明書により確認した。

(9) 処分庁が提出したケース記録票には、処分庁が、平成17年12月28日に審査請求人の入院する [ ] を訪問し、審査請求人・主治医等との面接を行い、主治医から両親が審査請求人が両親宅へ外泊することに難色を示しており、金銭的援助もない状態であることを聞き取ったこと及び家財道具（約 [ ] 万円相当分）が前夫宅に置いたままであり、両親宅には衣類が若干残っている程度であることが記載されている。

(10) 両親が処分庁に提出した扶養届には、両親は審査請求人に対し、定期的ではないが、健康状態について電話のやり取り、入院先への訪問など精神的支援を平成17年7月から行っているが、金銭的な援助は不可であると記載されている。

(11) 処分庁は、審査請求人の世帯の最低生活費（以下「最低生活費」という。）を、 [ ] 円と算定した。内訳は次のとおりであった。

生活扶助 [ ] 円

医療扶助 [ ] 円

(12) 処分庁は、審査請求人の世帯の収入充当額（以下「収入充当額」という。）を、 [ ] 円と認定した。内訳は次のとおりであった。

審査請求人の預貯金 [ ] 円

審査請求人の所持金 [ ] 円

審査請求人の父の預貯金 [ ] 円

(13) 処分庁は、最低生活費と収入充当額を比較した結果、収入充当額が最低生活費を上回ったため、審査請求人の世帯は保護を要しない状態にあると判断し、平成17年12月26日付けで本件処分を決定し、本件処分に係る平成18年1月24日付けの保護決定通知書を審査請求人に対して交付した。

2 本件審査請求に対する当庁の判断は、次のとおりである。

(1) 審査請求人が入院しており、処分庁が帰来先として両親宅を認定し、同一世帯としていることから、本件処分に至っているという経緯を考えれば、まず、帰来先の有無についての検討が必要である。

(2) 確かに、局長通知第1の1の(5)によれば、「病気治療のため病院等に入院又は入所（略）している場合」は、「同一世帯に属していると判断すべき場合」とされている。

(3) とすれば、処分庁の弁明書の記載のとおり、両親宅を帰来先として認定し、居住地保護として保護の要否を検討すべきとも考えられる。

(4) ここで、両親宅がこの居住地に該当するかが問題となる。審査請求人は、入院前、両親宅で病気療養を行い、前夫宅と両親宅を頻繁に行き来していたとはいえ、入院前の居住地が前夫宅であること、また、離婚により帰来先は前夫宅にならないことには

疑いはないと認められる。処分庁も弁明書において、「審査請求人が前夫と離婚したことにより、前夫宅が帰来先とはなくなった」と記載している。

(5) 次に、離婚により帰来先が両親宅になったと認められるかどうか検討する。

審査請求人及び処分庁が認めているとおり、両親は、入院前は審査請求人が両親宅で療養することを認め、頻繁な行き来があったが、入院後は、1の(9)及び(10)のとおり、審査請求人に対し精神的援助を行うことは認めているものの、金銭面での支援は一切拒否し、審査請求人が両親宅へ帰ることも拒否している。また、家財道具(約[ ]万円相当分)については、前夫宅に置いたままであり、両親宅には現在衣類が若干残っている程度であるとある。このような状況を考慮すると、両親宅が確実な帰来先であって、審査請求人が退院後、必ず居住することが予定されているとは到底考えられない。

(6) したがって、審査請求人と両親が同一世帯に属しているとする処分庁の判断には、根拠がない。

(7) 審査請求人と両親が同一世帯に属していないとすると、前夫宅が[ ]内にあることから、実施責任の所在が問題となる。

(8) 審査請求人は、平成17年6月20日に入院し、平成17年12月26日に離婚したことから、局長通知第2の1に「居住地のない入院患者又は介護老人保健施設入所者については、原則としてその所在地である当該医療機関又は介護老人保健施設の所在地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任を負うものである」とあるとおり、その離婚時点で、帰来先を失い、所在地保護として検討することが原則である。

(9) 局長通知第2の1の(3)によれば、「入院若しくは入所後(略)3か月以内に入院又は入所を原因として居住地を失った者(入院又は入所後3か月を経過した後において保護の申請をした者であって、申請時において居住地がなかったものを除く。)については、入院又は入所前の居住地を所管する保護の実施機関が、保護の実施責任(所在地保護の例による。)を負うこと。」と例外が定められているが、本件では入院と関係のない理由(離婚)によって居住地が消滅した場合であり、更に、入院後、3か月を経過した後において保護を申請している。したがって、この例外に該当しないため、原則どおり、所在地である医療機関の所在地を所管する保護の実施機関が実施責任を負うものと解される。

以上のことから、居住地保護の例により審査請求人と両親が同一世帯に属しているとした処分庁の判断には根拠がなく、要否認定に当たり、審査請求人の父親の預貯金を含めて判断し、収入が最低生活費を上回ることを理由として本件処分を行った処分庁の判断には、瑕疵があり、不当である。

3 上記のとおりであるので、審査請求人の本件審査請求には、理由がある。

よって、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成18年6月13日

広島県知事 藤田 雄山

